

令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金交付要項

（趣旨）

第1条 市長は、物価高騰の影響を受けている市民に対し、防犯意識の高まりを踏まえた防犯対策強化にかかる負担を軽減するために、防犯カメラを設置する自治会等又は個人に対し、予算の範囲内において令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）防犯カメラ 犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として、不特定多数の者が往来する場所又は個人の住宅を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び録画の機能を有するものをいう。
- （2）自治会等 住民同士の親睦、生活環境の改善等を図るために、住民によって組織された自治会、町内会その他市長が認めた地域団体等をいう。
- （3）管理責任者 防犯カメラ並びに映像及び映像データの適正な管理及び運用に係る責任者をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、防犯カメラを新たに購入し、設置する自治会等又は個人であって、別表に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。ただし、特典ポイント、クーポン等により値引きを受けた場合は、値引額を除いた実支出額を補助対象経費とする。

- （1）防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- （2）前号に掲げる機器の取付け又は設置工事に要する経費
- （3）防犯カメラ設置の表示に要する費用

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、20,000円を限度とする。

3 同一の自治会等に対する補助金の交付は1年度につき1回限りとし、個人に対しては、住宅1軒につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- （1）防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近の位置図
- （2）防犯カメラの購入、設置工事等に係る見積書（写し可）

- (3) 防犯カメラの設置及び運用に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 住居の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲内に入る住民の同意書（様式第3号）
- (5) 防犯カメラ設置に必要となる許可証等（防犯カメラ設置場所の所有者の設置同意書、道路法その他の法令に基づく許可証等をいう。）の写し
- (6) 市税等納付状況確認に関する同意書（様式第4号）
- (7) 自治会等が申請する場合にあっては、防犯カメラ設置について自治会等の中で合意が形成されていることを示す書類（自治会等で設置に関して決議した議事録等）
- (8) 自治会等が申請する場合にあっては、防犯カメラの管理運用規定
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定通知）

第6条 補助金の交付決定通知は、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる補助事業の内容の変更又は補助事業の廃止をしようとするときは、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金変更等承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助額が増減する補助対象経費の変更
- (2) 同意書又は許可証等の提出が必要となる設置場所の変更
（補助金の変更等の承認）

第8条 前条の規定による承認は、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金変更等承認通知書（様式第7号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る支払を証明する書類（写し可）
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した映像の静止画を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 補助金の額の確定通知は、令和8年度結城市防犯カメラ設置支援（物価高騰対応）事業補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助事業者の義務）

第11条 補助事業者は、犯罪の抑止及び防犯意識の向上を目的として市が行う施策に積極的に協力するとともに、地域防犯力の向上に努めなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、第6条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることができ

る。

(1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(庶務)

第14条 この要項に定める手続等については、市民生活部防災安全課において処理する。

(補則)

第15条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

対象者	要件
自治会等	<p>(1) 防犯カメラの撮影対象は、不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間とし、マンション等の住宅、駐車場、事業所等の私有財産の管理に供せられる目的で撮影するものでないこと。</p> <p>(2) 防犯カメラの撮影範囲内の住民等及び自治会等の同意を得ていること。</p> <p>(3) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）を得ていること。</p> <p>(4) 防犯カメラ設置後、自治会等内で管理責任者を設置すること。</p> <p>(5) 防犯カメラの管理運用規定を定めていること。</p> <p>(6) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。</p>
個人	<p>(1) 結城市に住民登録している者であること。</p> <p>(2) 自ら居住するために用いる市内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含み、アパート等を除く。）に新たに防犯を目的として防犯カメラを設置する者であること。</p> <p>(3) 補助を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 世帯全員が市税等（市県民税（森林環境税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がないこと。</p> <p>(5) 防犯カメラの撮影範囲内の住民の同意を得ていること。</p> <p>(6) 防犯カメラを設置する場所の所有者、管理者等の承諾・許可（法令等に基づく許可等が必要である場合はそれを含む。）が必要な場合は、承諾・許可を得ていること。</p> <p>(7) 市が申請内容の審査のために必要な範囲内において、世帯の住民記録情報、税務情報等について調査し、照会し、又は閲覧することに承諾すること。</p>